

---

プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 507 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 507 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 2 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 株式分配実施会社の税効果会計

### （基準開発ケースの連結財務諸表固有の一時差異の取扱い）

2. 基準開発ケースについては、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に直接該当しないものの、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるとする事務局提案に同意する。

### （結論の背景等における補足的な説明）

3. 結論の背景等において補足的な説明を行うことが事務局提案として示されているが、いわゆるパーシャルスピンの税制において税制非適格となる場合は実務においてそれほど想定される取引ではないと考えられるため言及する必要はないのではないか。

## 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

### （対象取引の記載）

4. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等適用指針」という。）第 10 項(2)の「子会社」の前に「完全」を追加するかどうかについて、今回の基準開発の範囲を超えて改めて基準開発を行う際に制約にならないように「完全」を追加しない方が良いと考える。
5. 自己株式等適用指針第 10 項(2)について今回の基準開発過程で、完全子会社株式を配当することが前提になっていることがより明確になったと考えられるため、「完全子会社」とすることが望ましいと考える。

**(結論の背景)**

6. 株主に焦点を当て投資の継続とする観点や資産の移転ではなく事業の移転である組織再編とする観点で説明されており、通常の現物配当との違いが理解できることから帳簿価額による会計処理の論拠がより妥当なものになったと考えられるため、事務局提案に同意する。
7. 文案において「個々の株主にとっては持分比率が変わる結果となることがあるものの」としている箇所について、間接持分まで考慮すれば個々の株主にとっても持分比率は変わらないと考えられるため、表現を見直してはどうか。
8. 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式及び関連会社株式のいずれにも該当しなくなったケースを最も発生する可能性が高いとしているが、配当後に関連会社に該当するケースも想定されるため、当該ケースを最も発生する可能性が高いとするのは不適切と考えられる。このため、記載を見直してはどうか。

**「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案****(連結株主資本等変動計算書の表示)**

9. 以前の文案では「子会社株式の配当に伴う持分の増減等」としていたところ、「持分の」を削除したことによって、連結株主資本等変動計算書の表示方法が柔軟になったと考えられるため、当該修正について同意する。一方、連結除外の処理に関連して「又は子会社株式の配当に伴う増減」と追加したことについては、適正な帳簿価額による配当の処理と連結除外の処理は別と考えられることから、当該追加は必要ないと考えられる。

以 上